

## 第一警戒態勢発令

大 分 港 長  
大 分 海 上 保 安 部 長

台風第6号接近に伴い

6月2日 0700

大分港長・大分海上保安部長は、港則法第39条第4項（同法第45条）の規定に基づき

大分港・中津港・別府港・佐賀関港

臼杵港・津久見港・佐伯港

の港内に在泊する船舶に対し、下記の措置（第一警戒態勢）をとるよう勧告します。

### 記

- 一般船舶  
在泊船舶は、荒天準備を行い、必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。  
錨泊中の船舶は走錨防止のため、次の事項に留意すること。
  - ・ 国際VHF(ch16)を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  - ・ 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
  - ・ AIS搭載船舶は、AIS常時作動を確認すること。
- 小型船（プレジャーボート、小型漁船等）  
船溜まり等安全な場所に避難し、または直ちに避難できるよう準備すること。
- 危険物積載船舶  
危険物荷役は状況に応じて中止し、一般船舶と同様の措置をとること。
- 工事・作業及び台船等  
風浪により物件等が流出しないように、物件の固縛、陸揚げ等を行うこと。